

令和8年度 岡垣町就学援助費制度について

岡垣町では、経済的理由でお困りの家庭に対して、お子様の小・中学校での学習が妨げられることがないよう、学用品費等の経費の一部を援助する就学援助制度を実施しています。支給を希望する人は、下記の内容を確認のうえ、申請の手続きをしてください。

注意事項

- ①就学援助は年度（4～3月）ごとの申請です。前年度に引き続き受給を希望される場合は、毎年申請の手続きが必要です。
- ②令和7年中の収入状況等で審査を行います。申請者全員が必ず援助を受けられるとは限りません。
- ③令和7年中の収入状況が確認できない場合、非該当となる場合があります。確定申告等が必要な方は、お早めに手続きをお願いいたします。
- ④世帯の状況等に変更がある場合は必ず教育総務課にご連絡ください。（再審査を行う場合があります。）
- ⑤特別支援学級就学奨励費とは異なる補助金です。特別支援学級就学奨励費については、9月頃に対象者へ別途案内が送付されます。
- ⑥非該当の判定後であっても、世帯状況の変更や失業等により、再度審査を希望される場合は別途教育総務課へご相談ください。

➤ 申請受付期間（4月認定分受付期間）

令和8年2月2日（月）～4月30日（木） ※土日祝日を除く

※岡垣町教育委員会（岡垣町役場3階）教育総務課 窓口にてお手続きください。

- ・審査の結果については、6月末～7月上旬頃に各世帯に発送される予定です。
- ・上記期間を過ぎても隨時受け付け可能ですが、申請された月からの認定です。月割計算で減額して支給します。準教科書費等の一部の費目は、5月以降認定の際は受給できない場合があります。

➤ 申請に必要なもの

就学援助費補助金申請書	岡垣町役場3階教育総務課窓口で配布しています。 または、町ホームページでも取得できます。
印鑑	認印でも結構です。
窓口に来られる方の身分証明書	顔写真つき身分証明書1点。 または、顔写真無しの身分証明書2点。
通帳等、振込口座情報が分かること	就学援助費は、保護者の銀行口座へ振り込みます。申請書に口座情報の記入が必要であるため、申請をする保護者名義の口座情報がわかるものをお持ちください。 ※学校口座へ振り込みを希望する人は、別途学校で手続きをしてください。
家賃支払いの証明書 ※持ち家の方は不要です。	町営住宅入居証明書等の写し、契約書の写し等。 (契約者、住所、一ヶ月あたりの金額が記入してある部分がわかるもの) ※上記のような書類が無い場合は、家主さんの証明や通帳の写し等が必要になる場合があります。
※児童扶養手当証書	該当する人のみ窓口で提示してください。 ※証書が無い場合は窓口でご相談ください。
※添付書類	世帯状況や申請理由により必要になる場合があります。裏面の一覧表を確認してください。

▶ 添付書類一覧

申請者共通	<p>■令和8年1月1日時点の居住地は岡垣町ですか？</p> <p>※単身赴任等、生計を同一にしている別居中の配偶者も対象です。</p> <p>□は い⇒ 添付書類は不要です。</p> <p>※税の申告をしていない方は収入状況が確認できないため、審査が行えません。審査ができない場合、判定不可のため非該当となる場合があります。</p> <p>税の申告については役場2階 税務課窓口でお申し出ください。</p> <p>□いいえ⇒ 所得（課税）証明書等、控除額や扶養人数がわかるもの</p> <p>※証明書等の取得に時間がかかる場合は、先に申請書のみで受付します。取得後、証明書等を別途ご提出ください。</p> <p>※税の申告をしていない方は収入状況が確認できないため審査が行えません。審査ができない場合、判定不可のため非該当となります。</p> <p>※収入の有無にかかわらず、18歳以上の方についてご提出をお願いします。また、17歳以下でもアルバイト等により収入がある場合は、書類をご提出ください。</p>			
	<p><input checked="" type="checkbox"/>いいえの方 1月1日時点で 住民登録のある市 区町村で取得可能 です。 取得後、教育総務課 にご提出ください。 ※発行時期は各自 治体にお問い合わせ ください。</p>			
申請理由 によって 提出が 必要になる もの	①	生活保護が停止または廃止になった。	教育総務課が保健福祉事務所へ確認をとります。添付書類は不要です。	
	②	町県民税の非課税または減免を受けている。	教育総務課が税務課に確認を取ります。 添付書類は不要です。	
	③	個人事業税の減免を受けている。	令和7年度減免決定通知書	福岡県北九州西 県税事務所から 送付。
	④	固定資産税の減免を受けている。	教育総務課が税務課に確認をとります。 添付書類は不要です。 ※減免の理由は経済的理由に限ります。	
	⑤	国民年金の掛金の減免を受けている。	国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書 ※20歳以上の世帯員全員の国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書が必要。	年金事務所から 送付。
	⑥	国民健康保険税の減免又は猶予を受けている。	教育総務課が税務課に確認を取ります。 添付書類は不要です。	
	⑦	生活福祉資金の貸付を受けている。	貸付の決定通知書	社会福祉協議会 から送付。

添付書類が無い場合は、まず世帯の収入状況のみで審査をしますので、手続きの際に窓口で申し出てください。